

【 書 評 】



『銀行の不良債権処理と会計・監査』

児嶋 隆 著
株式会社中央経済社
平成27年7月10日刊
A5判・本体価格4,800円＋税

不良債権処理は、戦後の銀行経営の歴史そのものであるといっても過言ではないであろう。それにもかかわらず、この問題を、会計・監査の観点から取り扱った書物は必ずしも多くはなかった。本書は、銀行の不良債権問題について、銀行に公認会計士の監査が義務付けられた1976年から、バブル崩壊後ようやく不良債権の処理が終了した2004年までの記録を調査しまとめあげたものである。本書は2部構成であり、第Ⅰ部では、こうしたわが国の銀行の不良債権処理の会計・監査制度の問題点を、金融機関監督制度との関係を考慮して考察し、第Ⅱ部では、わが国の今後の貸倒引当金制度の制度設計の考察に資するため米英並びに国際機関等の会計・監査の見解と動向を調査している。

第Ⅰ部第1章から第3章では、1976年9月期から導入された銀行監査に関連して、当時の銀行会計の概要、また、導入当時の銀行監査の諸問題を考察している。銀行への公認会計士監査の導入当時、貸出金の貸倒償却・引当は法人税法及び法人税基本通達に委ねられ、不良債権償却証明の下で、事実上、大蔵省が決定するという特殊な環境下にあったことが、当時の文献等により丹念に調査されている。ところが、バブル崩壊後は、一転し、金融機関自身の責任による資産の自己査定に基づく貸出金の償却・引当の会計基準が作成され、それに対し公認会計士の監査が行われるようになった。第4章から第7章では、自己査定導入当時の銀行にとって「公正なる会計慣行」が不明確であったために生じた会計・監査の問題点を、日本長期信用銀行事件等を踏まえ考察している。続く、第8章、第9章では自己査定導入後の、金融検査との乖離及び銀行監督当局と監査人との関係に焦点を当て、銀行の会計、監査のあり方について論じている。不良債権比率を半減させることを謳った2002年10月に公表された金融再生プログラムの実施により、このような銀行監督当局と会計監査を行うものとの判断の乖離は深刻化した。著者は、ここで金融検査の基礎となる金融検査マニュアルと金融商品取引法上、会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」との乖離が生じ不透明さが残ることを指摘するとともに、検査と監査との乖離の問題を解決するために、銀行監督と証券市場監督との分離が望ましいとしている。

第Ⅱ部の米英並びに国際機関等の見解と動向において、わが国が模範とすべき米国の銀行の貸倒引当金規制、金融商品の減損基準の国際的な動き、英国金融危機における銀行の監査人の判断及びバーゼル銀行監督委員会（BCBS）の銀行会計・監査が取り扱われている。こうした海外の状況は、銀行の会計・監査は、銀行監督規制下にあるという特有な状況の

中で、監査人が職責を果たすために必要とされる会計・監査の制度設計について、重要な示唆を与えるものである。

本書は、このような今日にいたるまでのわが国の銀行の会計・監査の特殊な状況を、監査人としての経験と観察した事実に基づき克明に記述している点で、当協会会員ならではの好著であり、現在、銀行業を取り巻く関係者、とりわけ、若手の公認会計士の方々に是非ご一読いただきたいと考えた。

以上のことから、協会学術賞－会員特別賞に値するものとして選定した。

著者の略歴

児嶋 隆（こじま たかし）

昭和25年 愛媛県生まれ

昭和50年 一橋大学商学部卒業

新和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）

昭和54年 公認会計士登録

昭和61年 パリバ金融投資会社東京駐在員事務所

昭和62年 チェース・マンハッタン銀行東京支店

昭和63年 センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）

平成4年 米国公認会計士登録

平成10年 岡山大学経済学部助教授

平成13年 岡山大学経済学部教授

平成28年 博士（経営学）、甲南大学

現 在 中央大学商学部教授

【主な著書・訳書】

- ・アメリカ監査基準書（SAS）の読み方
- ・会計士証明基準
- ・公認会計士監査（共訳）
- ・監査論の要点整理（共著）